

第二種特定鳥獣管理計画の策定について

1 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項に基づき、生息数が著しく増加している鳥獣による農林業被害防止のため、都道府県知事が策定するものである。

本県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカに係る特定計画を策定しているが、いずれも 2026 年度末で期間満了となるため、次期計画を策定する必要がある。

2 特定計画の概要

- ① 計画期間
- ② 管理が行われるべき区域
- ③ 管理目標
- ④ 目標を達成するための対策
- ⑤ 計画の実施体制
- ⑥ 計画の評価
- ⑦ その他管理のために必要な事項

3 次期計画の検討項目等の概要

項目		現行計画	次期計画
1 計画の期間		計画期間 ・ 2022. 4. 1～2027. 3. 31(5 ヶ年)	計画期間 ・ 2027. 4. 1～2032. 3. 31(5 ヶ年)
2 管理が行われるべき区域		ニホンジカ： 1 8 市町村 イノシシ： 2 2 市町村 ニホンザル： 1 0 市町村 カモシカ： 1 7 市町村	⇒市町村別の生息状況や被害状況を踏まえ対象地域及び地域区分を検討
3 管理目標		個体数及び農林業被害の減少等	⇒市町村別の生息状況や被害状況を踏まえ、具体的な管理目標や対策等を検討
4 目標を達成するための対策	4 獣共通	電気柵等の防除対策の徹底	
	ニホンジカ イノシシ	狩猟期間延長（11/15～3/15） 狩猟による捕獲上限の撤廃 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	
5 計画の実施体制		県及び市町村の役割	
6 計画の評価		毎年、モニタリング結果に基づき翌年の対策を検討	
7 その他管理のために必要な事項		関係機関との連携、情報収集等	

※次期計画は環境省の「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン」の内容を踏まえたものとする。

4 今後のスケジュール（案）

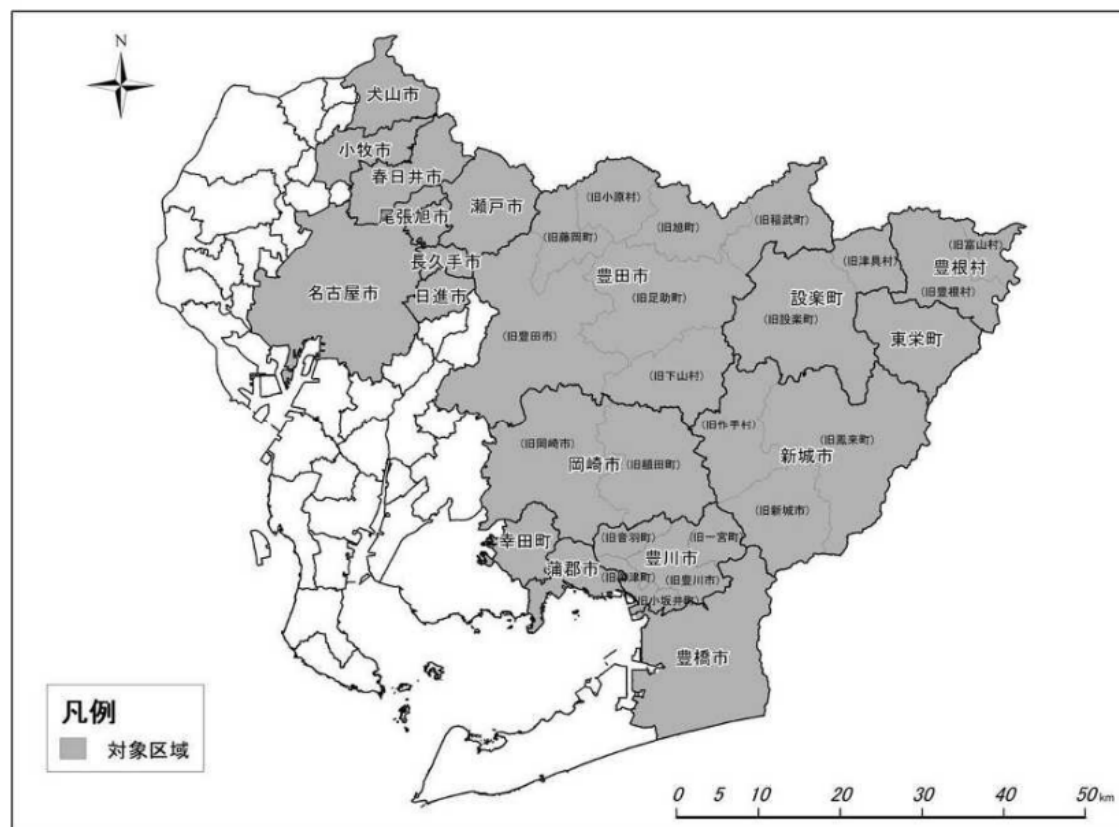
2026 年	7 月	自然環境保全部会（第 1 回）
	9 月	特定鳥獣保護管理検討会※（第 1 回）
	10 月	特定鳥獣保護管理検討会（第 2 回）
2027 年	12 月	自然環境保全部会（第 2 回）
	1 月	パブリックコメント実施
	2 月	特定鳥獣保護管理検討会（第 3 回）、自然環境保全部会（第 3 回） （環境審議会答申（文書答申））
	3 月	計画公表及び環境大臣報告

※第二種特定鳥獣管理計画について、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、特定鳥獣の保護管理計画の策定及び同計画の実施方法等についての検討、評価等を行うもの。
学識経験者、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等から構成される。

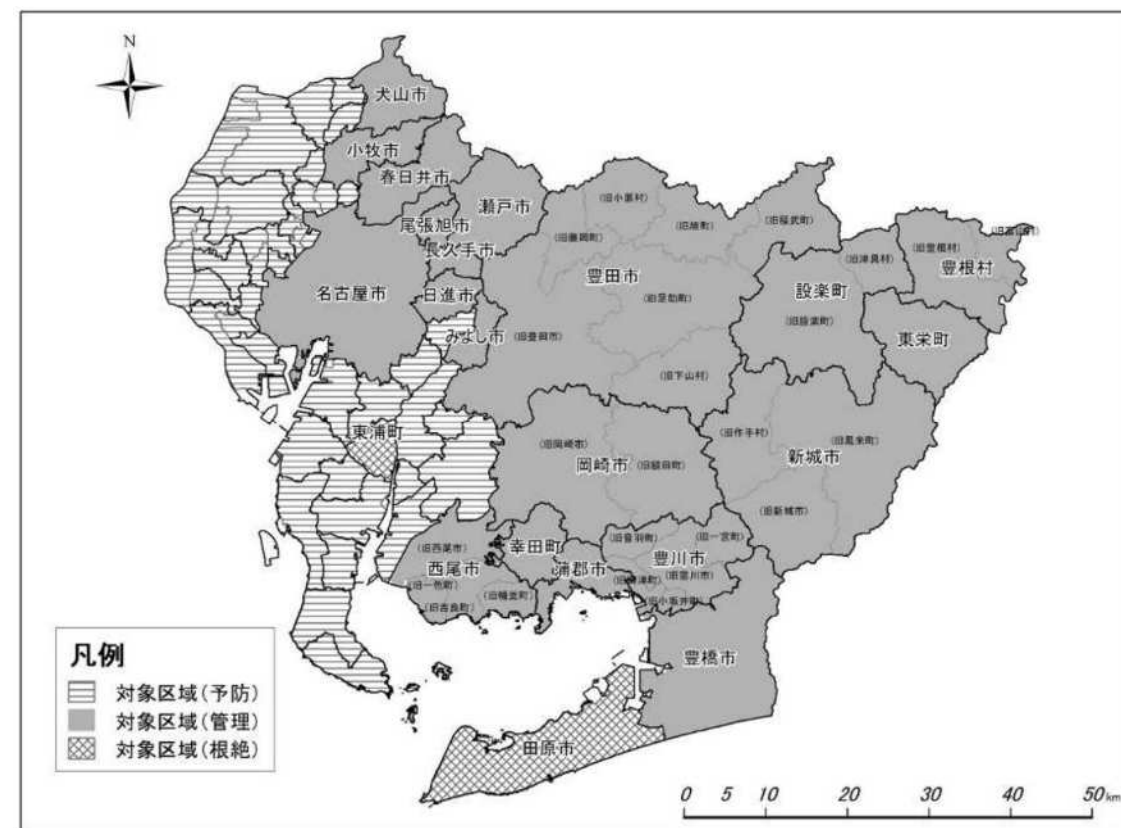
（参考）

現行計画の概要【計画期間：2022. 4. 1～2027. 3. 31】

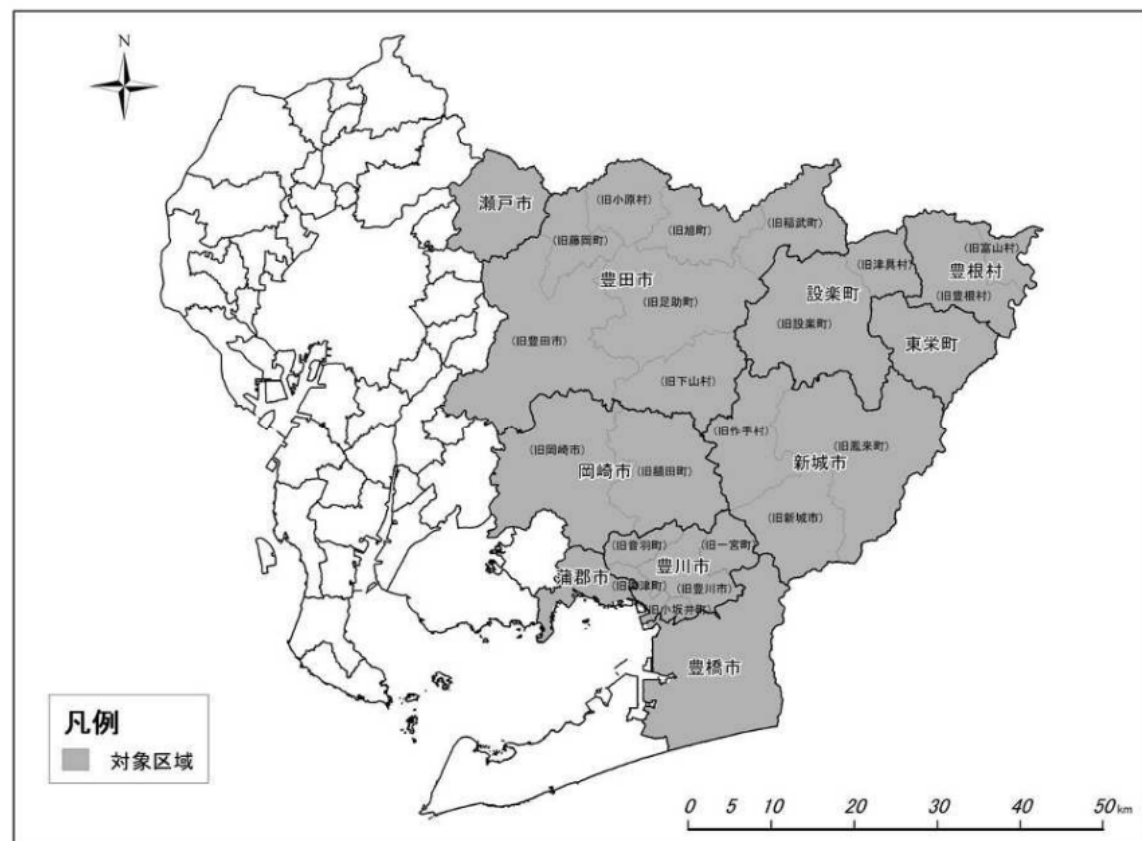
項目	ニホンジカ	イノシシ	ニホンザル	カモシカ
対象区域	1 8 市町村 （次紙のとおり）	2 2 市町村 （次紙のとおり）	1 0 市町村 （次紙のとおり）	1 7 市町村 （次紙のとおり）
推定生息数 (2020)	約 23,000 頭 (階層ベイズ法)	不明 (階層ベイズ法により推定精度に課題)	42 群 (アンケート調査)	約 1,300 頭 (階層ベイズ法)
捕獲目標数	6,000 頭/年以上	数値目標なし 〔被害防止に向けた目標数を設定〕	数値目標なし 〔群れの加害レベルに応じて設定〕	加害個体又はその可能性の高い個体を選択捕獲
	毎年、捕獲状況等を踏まえ順応的に設定			



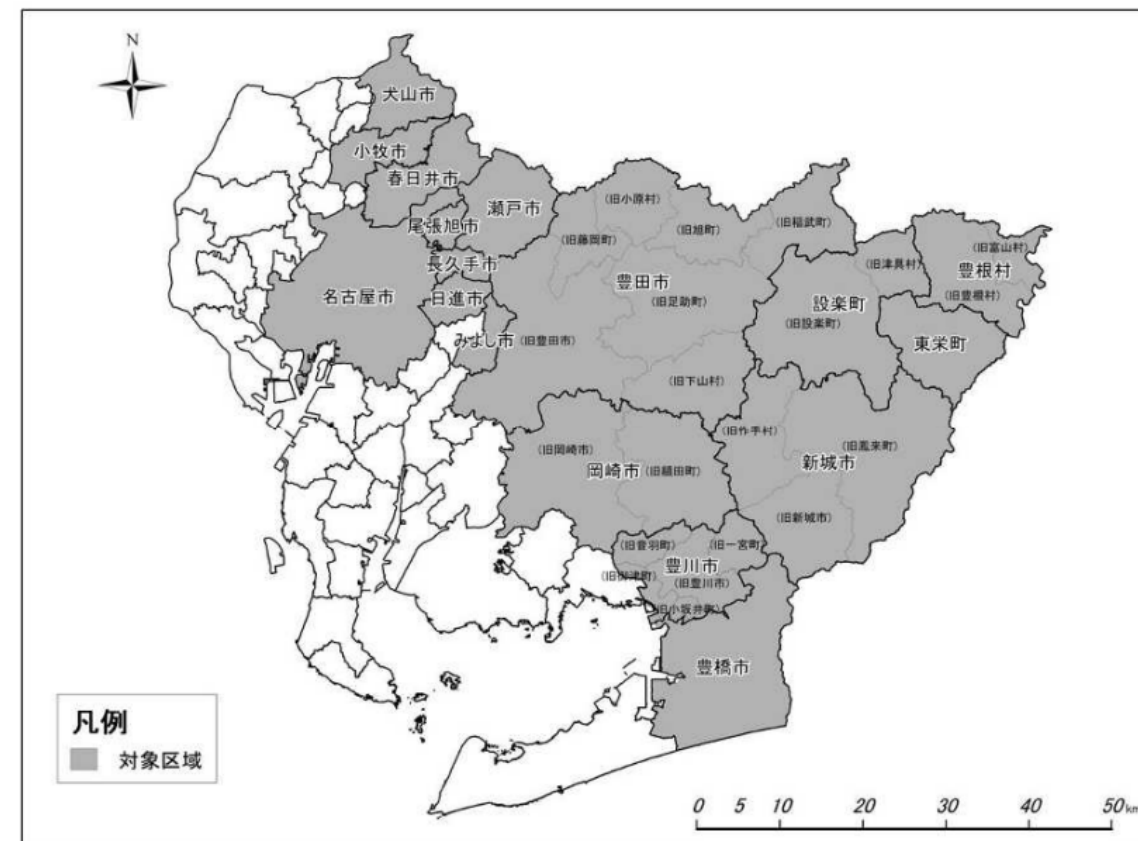
計画対象区域（ニホンジカ）



計画対象区域（イノシシ）



計画対象区域（ニホンザル）



計画対象区域（カモシカ）